

参議院議員通常選挙事務従事者送迎等のタクシー運行業務委託における仕様書

1 業務概要

本業務は、令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙事務従事者等の送迎及び投票箱の移送等を行うために、発注者がタクシーの運行を業務委託するものである。

受注者は、本仕様書記載のタクシーを必要台数配車し、発注者職員等をそれぞれ発注者が指定する経由地及び目的地に送迎することとする。

なお、送迎にかかる経由地及び目的地並びに配車場所となる投票所施設は別紙1のとおりである。

2 履行期日

令和7年7月20日（日）

3 業務詳細

(1) 投票開始前の投票用紙等の送致（区役所⇒投票所⇒投票所）

午前5時40分にタクシー14台を西淀川区役所地下2階駐車場に配車し、各投票所へ発注者職員の送迎及び投票用紙の移送を行う。それぞれのタクシーの経由地及び目的地は別紙2のとおり。

(2) 投票開始前の従事者の送迎（区役所⇒投票所）

午前5時55分にタクシー13台を西淀川区役所地下2階駐車場に配車し、区役所から各投票所へ発注者職員の送迎を行う。

それぞれのタクシーの目的地は別紙3のとおり。

(3) 投票所の巡視職員の送迎（区役所⇒投票所⇒区役所）

午前9時30分及び午後3時30分にタクシー2台ずつを西淀川区役所検診車スロープに配車し、区役所から各投票所へ発注者職員等の送迎を行う。（1台につき7か所の投票所を巡回する。）

巡回経路は別紙4のとおり。

(4) 投票終了後の投票箱等の送致（投票所⇒区役所/投票所⇒区役所⇒西淀川区内の指定する場所）

午後7時45分にタクシー2台ずつ（2台×14投票所）を各投票所に配車し、各投票所から区役所地下2階駐車場まで発注者職員等及び投票箱等の移送を行う。また、2台のうち1台はしばらく区役所地下2階駐車場内に待機し、発注者の指示する者を、西淀川区内の指定する場所まで送迎する。

配車表は、別紙5のとおり。

(5) 投票終了後の従事者の送迎（投票所⇒区役所）

午後8時00分にタクシー20台を各投票所に配車し、各投票所から西淀川区役所前道路へ発注者職員の送迎を行う。なお、西淀川区役所地下2階駐車場内は、(4)の車両で混雑しているため、地下2階駐車場内へは進入せず、区役所前の道路で職員を降車させることとする。

配車表は、別紙6のとおりとする。

4 タクシーの車両

(1) 普通車両とし、運転手のほかに成人4名が乗車でき、手荷物等をトランク等に完全に格納して運搬できる車両とする。

(2) 使用する車両は、車両使用に係る特記仕様書を遵守すること。

5 その他

3(1)(2)(4)(5)の業務に使用する車両については、発注者から受注者に号車表示票を送付するため、当日配車するそれぞれのタクシーには当該表示票を携帯させ、乗車する発注者職員に見えるように車両前面等に備え付けておくこと。

6 履行確認

受注者は事業実施後、速やかに発注者に業務完了報告書（別紙7）を提出し、履行確認を受けること。

7 支払い方法

6による履行確認終了後、正当な請求書を受領した後、30日以内に支払うものとする。

8 その他

本契約に疑義が生じた場合、受注者、発注者双方協議のうえ、決定する。

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 参議院議員通常選挙事務従事者送迎等のタクシー運行業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

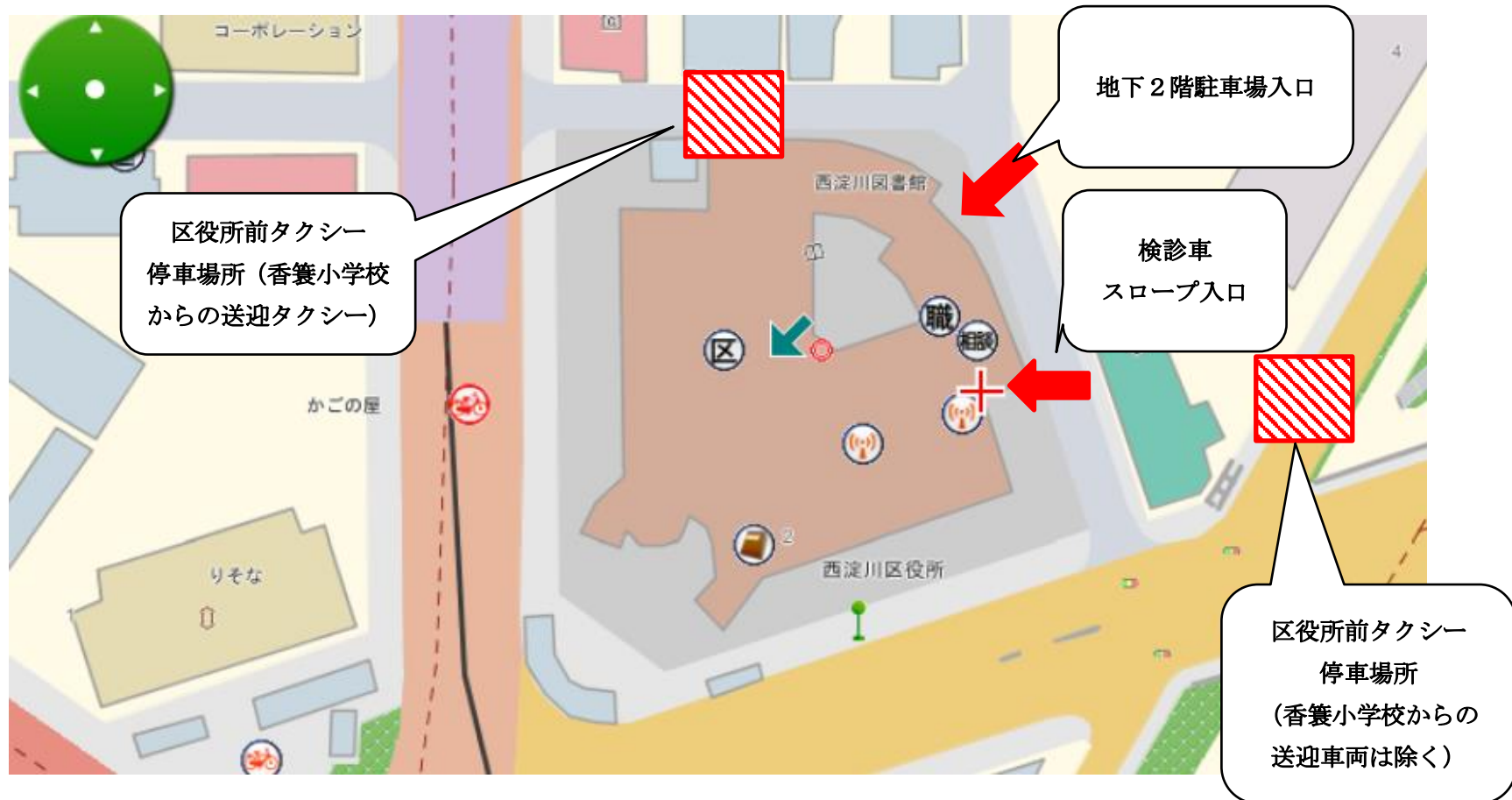
各配車場所、経由地、目的地住所一覧

(別紙 1)

投票区名	施設名	所在地
柏里	柏里小学校	大阪市西淀川区柏里 2 丁目 13 番 33 号
野里	野里小学校	大阪市西淀川区野里 2 丁目 21 番 13 号
歌島	歌島小学校	大阪市西淀川区歌島 2 丁目 5 番 18 号
香簀第 1	西淀川区役所	大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号
香簀第 2	香簀小学校	大阪市西淀川区御幣島 6 丁目 5 番 25 号
佃第 1	佃小学校	大阪市西淀川区佃 1 丁目 21 番 12 号
佃第 2	佃西小学校	大阪市西淀川区佃 2 丁目 15 番 30 号
大和田第 1	大和田小学校	大阪市西淀川区大和田 4 丁目 3 番 24 号
大和田第 2	淀中学校	大阪市西淀川区大和田 6 丁目 13 番 6 号
姫里	姫里小学校	大阪市西淀川区姫里 2 丁目 8 番 24 号
姫島第 1	姫島小学校	大阪市西淀川区姫島 1 丁目 10 番 4 号
姫島第 2	西淀中学校	大阪市西淀川区姫島 6 丁目 10 番 5 号
福・大野百島	福小学校	大阪市西淀川区福町 2 丁目 5 番 23 号
出来島	出来島小学校	大阪市西淀川区出来島 2 丁目 2 番 24 号
川北	川北小学校	大阪市西淀川区中島 1 丁目 11 番 20 号
—	西淀川区役所	大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号

※区役所が配車場所並びに経由地及び目的地となっている場合の停車場所は別図のとおり。

別図「西淀川区役所周辺図」



(別紙2)

人員搬送業務予定表

配車日: 令和7年7月20日

※ 経由地又は目的地に限り、西淀川区の区域を越えない範囲で変更となる場合があります。

No.	配車時間	配車場所	経由地	目的地	備考
1	午前5時40分	西淀川区役所地下2階駐車場	—	柏里小学校	投票開始前の投票用紙等の送致
2			—	野里小学校	
3			—	歌島小学校	
4			—	香簀小学校	
5			—	佃小学校	
6			—	佃西小学校	
7			—	大和田小学校	
8			—	淀中学校	
9			—	姫里小学校	
10			—	姫島小学校	
11			—	西淀中学校	
12			—	福小学校	
13			—	出来島小学校	
14			—	川北小学校	

借上時間: 午前5時40分～午前6時40分

人員搬送業務予定表

配車日: 令和7年7月20日

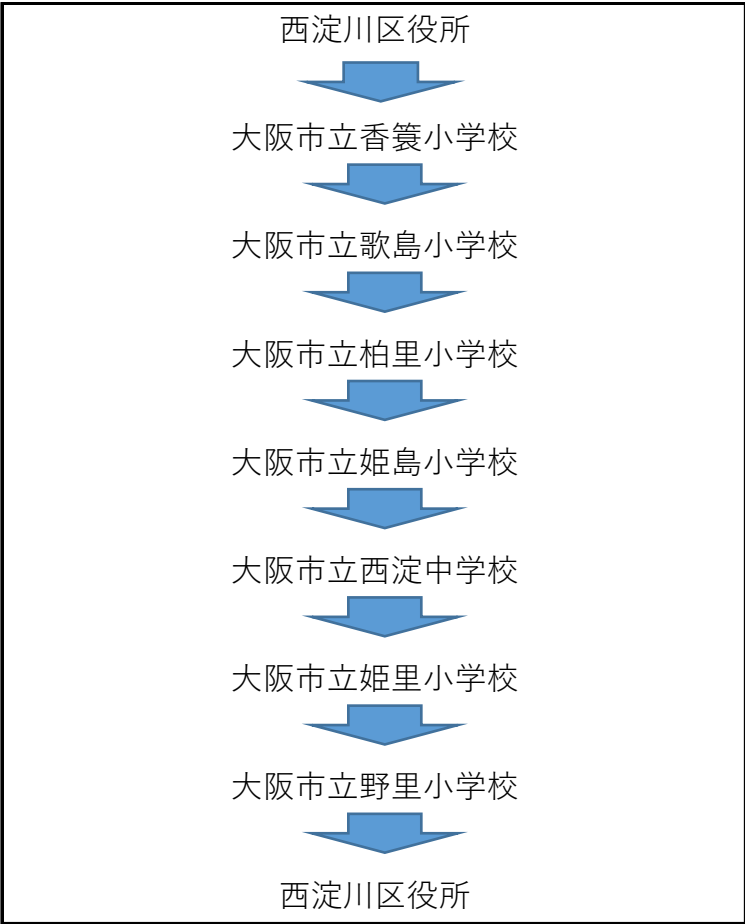
※ 経由地又は目的地に限り、西淀川区の区域を越えない範囲で変更となる場合があります。

No.	配車時間	配車場所	経由地	目的地	備考
1	午前5時55分	西淀川区役所地下2階駐車場	—	柏里小学校	投票開始前の従事者の送迎
2			—	歌島小学校	
3			—	香簀小学校	
4			—	佃小学校	
5			—	佃西小学校	
6			—	大和田小学校	
7			—	淀中学校	
8			—	姫里小学校	
9			—	姫島小学校	
10			—	西淀中学校	
11			—	福小学校	
12			—	出来島小学校	
13			—	川北小学校	

借上時間: 午前5時55分～午前6時55分(車庫から配車場所までの移動時間を含む)

巡視予定表

①タクシー 1 号車(出発時間：午前9時30分、午後 3 時30分)



②タクシー 2 号車(出発時間：午前9時30分、午後 3 時30分)



借上時間：午前9:30～午前11:30、午後3:30～午後5:30(車庫から配車場所までの移動時間を含む)

(別紙5)

人員搬送業務予定表

配車日: 令和7年7月20日

※ 経由地又は目的地に限り、西淀川区の区域を越えない範囲で変更となる場合があります。

No.	配車時間	配車場所	経由地	目的地	備考
1	午後7時45分	柏里小学校	—	西淀川区内の指定する場所	投票終了後の投票箱等の送致
2		柏里小学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	
3		野里小学校	—	西淀川区内の指定する場所	
4		野里小学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	
5		歌島小学校	—	西淀川区内の指定する場所	
6		歌島小学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	
7		香簗小学校	—	西淀川区内の指定する場所	
8		香簗小学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	
9		佃小学校	—	西淀川区内の指定する場所	
10		佃小学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	
11		佃西小学校	—	西淀川区内の指定する場所	
12		佃西小学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	
13		大和田小学校	—	西淀川区内の指定する場所	
14		大和田小学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	
15		淀中学校	—	西淀川区内の指定する場所	
16		淀中学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	
17		姫里小学校	—	西淀川区内の指定する場所	
18		姫里小学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	
19		姫島小学校	—	西淀川区内の指定する場所	
20		姫島小学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	
21		西淀中学校	—	西淀川区内の指定する場所	
22		西淀中学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	
23		福小学校	—	西淀川区内の指定する場所	
24		福小学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	
25		出来島小学校	—	西淀川区内の指定する場所	
26		出来島小学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	
27		川北小学校	—	西淀川区内の指定する場所	
28		川北小学校	西淀川区役所地下2階駐車場	西淀川区内の指定する場所	

借上時間: 午後7時45分～午後8時45分まで(車庫から配車場所までの移動時間を含む)

人員搬送業務予定表

配車日: 令和7年7月20日

※ 経由地又は目的地に限り、西淀川区の区域を越えない範囲で変更となる場合があります。

No.	配車時間	配車場所	経由地	目的地	備考
1	午後8時00分	柏里小学校	—	西淀川区役所前	投票終了後の従事者の送迎
2		野里小学校	—		
3		野里小学校	—		
4		歌島小学校	—		
5		歌島小学校	—		
6		香簀小学校	—		
7		香簀小学校	—		
8		佃小学校	—		
9		佃小学校	—		
10		佃西小学校	—		
11		大和田小学校	—		
12		淀中学校	—		
13		姫里小学校	—		
14		姫里小学校	—		
15		姫島小学校	—		
16		姫島小学校	—		
17		西淀中学校	—		
18		福小学校	—		
19		出来島小学校	—		
20		川北小学校	—		

借上時間: 午後8時00分～午後9時00分(車庫から配車場所までの移動時間を含む)

業 務 完 了 報 告 書

令和 7 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名



次のとおり業務が完了しましたので通知します。

契 約 番 号	
業 務 名 称	参議院議員通常選挙事務従事者送迎等のタクシー運行業務委託
履 行 場 所	本市指定場所
履 行 日	令和7年7月 20 日